

第26節 ボランティア応急活動計画

第1項 ボランティアの活動環境等の整備

第2項 ボランティア応急活動

《 基本方針 》

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。

このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、関係団体との連携のもと、受入体制の整備などボランティアの環境活動の整備に努めるものとする。

第1項 ボランティアの活動環境等の整備

1. ボランティアの受入体制の整備

市は、市社会福祉協議会、県、日本赤十字社及び関係団体と協議し、ボランティアの受入れに関する実施計画、ボランティア受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティアセンターや連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、センター運営マニュアルを作成するなど、ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。

2. ボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備に努めるものとする。

3. ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援

- (1) 市は、講習会、防災訓練を通じてそれぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努めるものとする。
- (2) 市社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努めるものとする。

4. 民間団体の活用計画

災害時において民間団体活用の必要が生じたときは、市長は民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策にあたる。

《民間団体の組織と活動内容》		
被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
行政区	ア. 応援を必要とする理由	ア. 被災者に対する炊出作業
自主防災組織	イ. 作業の内容	イ. 被災者に対する救出作業
土木建築業者	ウ. 従事場所	ウ. 救助物資の輸送配給作業
農業協同組合	エ. 就労予定時間	エ. 清掃防疫援助作業
商工会	オ. 所要人員	オ. 被害状況の通報連絡作業
その他の団体	カ. 集合場所	カ. 応急復旧作業現場における 軽備な作業
	キ. その他参考事項	キ. その他必要とする作業

第2項 ボランティア応急活動

1. ボランティア活動の内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

- 1) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 2) 避難所の運営
- 3) 炊き出し、その他の災害救助活動
- 4) 高齢者、傷病者等の看護
- 5) 被災地の清掃及び防疫
- 6) 軽易な事務の補助
- 7) アマチュア無線による情報の収集、伝達
- 8) その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 9) 上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務

なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

2. 受入窓口の開設

市社会福祉協議会は、市と連携し、被災地でのボランティアの受付、登録、活動分担、活動内容の調整を行うため、関係団体と協力して、現地災害ボランティアセンターを開設するものとする。

3. ボランティアへの情報提供及び活動支援

- (1) 市災対本部は、現地災害ボランティアリーダーと連携し、必要な人員、分野、集合場所等の被災地における。ボランティアへのニーズを把握し、県災対本部へ情報を提供するものとする。
- (2) 市災対本部または現地災害ボランティアセンターは、必要なボランティアの募集を行い、地域内外からのボランティアを窓口において受け入れるとともに、必要に応じ、活動の拠点、資機材等を提供し被災地での活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

《災害ボランティア活動に係る連携図》

